

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効）</p> <p>道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付）</p> <p>道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）</p>
審 査 基 準：
標準処理期間：運転免許課 1日 警察署 14日
申 請 先： 申請書は、交通部運転免許課又は警察署交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先： 交通部運転免許課免許第二係（電話 0744-22-5541）又は各警察署交通課（係）
備 考：